

長根連区地域力向上委員会 規約

(名 称)

第一条 この会は、長根連区地域力向上委員会（以下「委員会」という）と称する。

(事務局)

第二条 委員会の事務局は、長根ふれあいセンター連（瀬戸市市場町50番地）に置く。

(目 的)

第三条 委員会は、長根連区住民が安心して楽しく暮らすことができる街づくりに務め、多くの住民の参画を得ながら長根連区における地域力向上の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第四条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 長根連区地域力向上アクションプランの作成。
- (2) 連区内の関係団体との連携・協力体制の充実。
- (3) 長根連区の地域力向上に向けた講習会等の開催。
- (4) 長根連区地域力向上アクションプランにもとづく諸活動の実施支援。
- (5) その他、この委員会の目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第五条 委員会は、次に掲げる団体長、長根連区住民の中から委員長が委嘱して構成する。

長根連区自治協議会、町内会、長根公民館、長根地区社会福祉協議会、長根民生委員児童委員協議会、長根婦人会、長根老人クラブ、長根小学校 PTA、長根ソフトボールリーグ、ママさんバレーボールクラブ、少年センター水無瀬支部、長根連区保健推進委員、長根連区婦人防犯委員、長根連区住民。

(役 員)

第六条 委員会に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 運営委員 | 若干名 |
| (5) 書記 | 1名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 会計監査 | 2名 |

(役員を選任)

第七条 委員長の選任は、役員会で選出した委員で構成する委員長選考委員会を設けて選出し、委員総会での承認を得て決定するものとする。

- 2 副委員長、事務局長、運営委員、書記、会計、及び会計監査は、委員長が委員会に相談して委嘱する。
- 3 副委員長、事務局長、運営委員、書記、及び会計は兼務することが出来るものとする。

(役員職務)

第八条 役員職務はそれぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長、書記は、委員会の事務を行う。
- (4) 運営委員は諸活動の企画及び運営を行う。
- (5) 会計は、委員会の会計事務を行う。
- (6) 会計監査は、委員会の会計の監査にあたる。

(役員任期)

第九条 役員任期は1期3年とする。但し再選は拒まない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は委員及び役員に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

(相談役)

第九条の二 委員会に相談役を置くことができる。相談役は、委員長が委員会に相談して委嘱する。

(会議)

第十条 委員会の会議は、委員総会、役員会、実行委員会とする。

- 2 会議は、委員長が召集し、議長は委員長が務めるものとする。

(委員総会)

第十一条 委員総会は、必要に応じて開催し、次の事項を審議し承認する

- (1) 委員会の規約の制定及び改廃に関する事項。
 - (2) 役員承認に関する事項。
 - (3) 事業計画、収支予算及び収支決算に関する事項。
 - (4) その他議長が必要と認める事項。
- 2 委員総会は、委員会の過半数の出席者で成立し、出席者の過半数をもって議事を決する。
ただし規約の改廃については、出席者の三分の二以上の同意を必要とする。

(役員会)

第十二条 役員会は、必要に応じて開催し次の事項を審議する。

- (1) 地域力推進活動の強化、促進に関する事項。
- (2) 地域力推進活動に対する、予算、費用に関する事項。
- (3) その他委員長が必要と認める事項。

(実行委員会)

第十三条 実行委員会は、委員長が指名する委員で構成し、長根連区における地域力向上にかかるアクションプランの具体的提案及び実行、諸活動の情報交換、確認、意見の調整を行う。

(報酬)

第十四条 委員及び役員の報酬は、無報酬とする。

(経費)

第十五条 委員会運営のための必要な経費は、補助金・その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第十六条 委員会の収支予算は、委員長が編成し委員総会の決議を経なければならない。

- 2 委員会の収支決算は会計が作成し、会計監査を受けて委員総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第十七条 委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日をもって終わる。

(補則)

第十八条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年6月30日より施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年5月22日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成30年4月21日から施行する。